

第6回 西宮市特別支援教育審議会 会議録

日 時	平成30年11月26日(月) 13:00～15:05
場 所	西宮市役所東館7階教育委員会分室
出席者	<p>○審議会委員</p> <p>井出 浩 (医療関係者)</p> <p>坂口 紳一郎 (教育関係者)</p> <p>竹田 契一 (学識経験者)</p> <p>根岸 直代 (保護者代表)</p> <p>花熊 暁 (学識経験者)</p> <p>野田 八潮 (保護者代表)</p> <p>金高 玲子 (教育関係者)</p> <p>○事務局</p> <p>教育次長 大和教育次長</p> <p>学校教育部 佐々木部長</p> <p>地域学校支援課 山本課長</p> <p>教育研修課 乾 課長</p> <p>障害福祉課 大谷課長</p> <p>生活支援課 中島係長</p> <p>特別支援教育課 栗屋課長 金井係長 土山指導主事 高橋指導主事</p>
欠席委員	なし
開催形態	公開(傍聴者3名)
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>① 教職員の専門性の向上について</p> <p>② 交流及び共同学習の充実</p> <p>③ 医療と福祉との連携について</p> <p>④ 審議会報告について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

<p>議事</p>	<p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>○第5回審議会のまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の専門性の向上について ・交流及び共同学習の推進について ・医療・福祉との連携について <p>3 審議 (事務局)</p> <p>○教職員の専門性の向上</p> <p>当市ではいろいろな課が関わって、研修等を行っております。前回、各課がそれぞれで研修を行うのではなく、西宮として系統立てた研修計画をつくる必要があるとご意見をいただきました。また、広く公にしつつ先生方の力をつけていくというご意見もいただきました。そのことを踏まえ、教職員の専門性の向上については、大きく3点考えています。1点目、系統立てた研修計画を作成し、研修の目的や内容を明確にする。2点目、専門家などの助言や指導を受ける実践的な校内研修を推進する。3点目、小学校及び中学校教科等研究会と連携し、実践力をつけるための授業研究等の充実を図る。この3点を目標とし、取り組んでいきたいと考えております。資料3、「特別支援教育に係る教職員の専門性向上に向けた研修等」を配付しております。ご覧ください。中央に校園長、特別支援学級・通級担当者、特別支援教育コーディネーター、学級担任・教科担任、特別支援教育支援員が、このような立場でこのような力を発揮させてほしいという目標を示し、どのような研修で補完していくかを表した図となります。これを教育研修課、特別支援教育課、地域・学校支援課、そして特別支援学校のセンター的機能による相談・支援も含めて、共通理解を図りながら、研修を進めていきたいと考えております。この中には、先ほど申しあげましたような、専門家などの助言や指導を受ける実践的な校内研修を推進する内容もとり入れ、小学校及び中学校教科等研究会と連携につきましても、特別支援教育課内に記載しております。これは、大枠になりますので、それぞれ研修名や内容等を織り込んだ、シラバスのような表の作成を考えています。配付している表は平成29年度なのですが、平成31年度に向けて、3課が連携し作成していきたいと思っております。なお、分類というところにつきましては、校園長や、特別支援学級等が必要とする力の番号を入れております。校園長の例えば、①学校全体として行うために必要な体制の構築ということでしたら校園長の1-①、②教員の専門性の向上でしたら1-②という形で、それを分類として表記していきます。西宮市としての教職員の専門性の向上に向けた取り組みを、このように進めていきたいと考えておりますが、ご意見どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>(会長) それぞれの立場でご意見があると思う。</p> <p>(委員) うちの娘は高1の女の子だが、1歳11か月からこども未来センターにあるわかば園に4年間通って、西宮養護学校へ通い、今西宮養護学校に通って10年目を迎えようとし</p>
-----------	---

ている。西宮養護学校の先生方に関して感じることは、新しい先生が来て、子供がやっと慣れてきたと思ったら、その1年で辞める先生の離職率とか、介助員さんの離職率というのが高いということがすごく気になっている。また、西宮養護学校では、排泄も教育の中の一環であり、食べ物を食べさせるということも大切な教育の一つなのだが、やはりその離職率が高いということに関しては、新しい職員が入ってくるとなると、子供にとって新しい先生が来るということはすごく力の入ることである。それでいきなり「私が今日からご飯を食べさせます」とパッと匙を口元に持ってこられたら、たぶんみんな身構えると思う。よくその人のことを知らない、わからないということで、うちの娘も、10年目になるのだが、1学期というのは前年度の先生が何人か残っていたとしても、やはり多くの先生が入れ替わり、年度によっては介助員さんもそっくり入れ替わるときがある。だから、1学期の給食の食べる量というのはものすごく安定せず、2学期に入ってようやく安心して完食するということになると思うのだが、やはり子供にとって先生が替わるということは、あまりよくないのかなと感じる。

保護者のほうは、特支を知った先生に来ていただきたいという気持ちもあるのだが、何かの関係で新しく特支の世界へ飛び込んでくる、地域の学校からの先生の数も多い。私たち保護者のほうも、担任の先生が地域の学校から来られた特支の経験がない先生で、こちらもその先生が育つまで我慢することもある。根気よくコミュニケーションをとることもあって、先生も頑張ろうというところもあるのだが、それが1年2年3年と続いてやっと慣れてくださったと思ったら、地域の学校のほうに転勤されたというのがあり、4年目でまた新しく来られた先生がうちの子の担任になるということが、何回も繰り返されている。親のほうも努力しているし、先生方のほうも努力している。先生が講師ということがあり、子供が1年でやっと慣れて、さあこれから2年目だという時に、その講師の方は1年で別の特別支援学校へ異動となってしまうこともある。そうすると、子供のペース、その親の気持ち、先生方の気持ち、学校の中の介助員、教師、保護者のバランスが今はうまくとれてないのではないかということを感じる。それをどうしたらいいのか、私にはわからないのだが、この表を見せていただいている、教職員へのいろいろな相談というのがあるのはわかる。だが、新しく特支に飛び込んでこられる先生というのは、すごく緊張もあると思うし、大学等で特支のことも学んで希望に燃えて西宮養護学校に来られる新任の若い先生がいてもやはり、そこには理想とのギャップがあって、何か月間かで辞めてしまわれる先生がいらっしゃるということも、これまでにあった。やはり学校が始まる前に、特支がどういうところかとか、必要最低限の心構え、こういうことがありますよという話でもいいので、先生がどこにも相談できなくて追い詰められてしまい辞めてしまうということがないような研修内容を、ここに組み込んでいただければ、先生も自信を持って子供に関わっていけるのではないかと思っている。

(会長) 今委員から出た話は、西宮だけでなく特別支援教育の学校、特に肢体不自由の学校が抱えている問題である。離職率の問題から新しい先生への不安、養護学校の食事の問題。本当だったら子供にとって「ご飯の時間だ」と楽しい時間のはずである。しかし、実際食べさせる、食事指導する側にしたら緊張の時間である。全国的な統計でも食事の時間の事故が一番多い。そういうこともあるので、今の委員の話は、いろいろ西宮としても解決してい

ないといけない様々な問題が含まれていると思う。先生として食事の時の専門性、例えば学校に入る前のオリエンテーション等、医療側からの視点というのもあると思うが。

(委員) 私は精神科医で、身体的な管理については十分な知識はない。食事に関しての誤飲が起こらないようにどう配慮するか、身体的な嚥下に関して困難がある場合には注意が必要だと思う。今大学での教員養成の中で、どれぐらい具体的なことがなされているか、詳しくは知らないが、学生の中には介護体験等という形で実習には行っているが、1日・2日行って学んでくるという程度なので、大学で教職に就く前にどれぐらいトレーニングを受けているかということ、非常に心許ないと思う。

先ほどの委員がおっしゃっていたように、信頼関係、人間関係が非常に重要で、緊張していると、筋肉も緊張してきて体の動きがうまくいかなくなってしまうということによく知られている通りで、時間をかけて慣れていくことも必要なのだろうと思うが、実際に職場に就いてから研修するという以外に研修する機会がないというのが現状なのかなと思う。肢体不自由の養護学校の話だったが、知的障害のほうでも同じようなことが起こっている。食事のほうも同じ問題を抱えていると思うし、現場で困っている教員が多いという話も聞くので、そういうところは配慮すべきところなのだろうと思う。

(会長) 愛媛大学の特別支援学校の校長の経験もあり、職員が入ってくる前の研修をどうしていくのかということについての経験もある委員のほうから、全体的なことも含めて話をお願いしたい。

(委員) 教員養成の場では、やはり具体的な子供さんへの接し方というのは教育実習、それと今では教育実習だけではなく、大学の1年生に入ってきたときからインターンシップ経験としてどんどん現場へ、特に特別支援教育を学びたい学生の場合は、支援学校・養護学校へ行って子供たちと接する経験を積んでいくことは、どこの教員養成大学でも、特に特別支援教育の分野では取り組んでいることだと思う。ただ、それは大学時代から特別支援教育をやりたいと思っている学生のこと、必ずしも大学時代からそう思っているわけではなく、西宮養護学校にいる先生が特別支援教育を学んでいるとは限らない。だから、もう少し広く考えていかないといけない。

私は肢体不自由教育の専門ではないが、仕事の上で肢体不自由の学校へ行かせていただく機会が多かったので、そこで思うことなのだが、障害というハンディがある子供の場合、それがどんな障害であっても絶対に気をつけないといけないことがある。私は特に肢体不自由の子供の、基本の「き」というのは、肢体不自由学校に赴任される前段階、または赴任された直後の基礎知識として必要だと思う。そのポイントは3つある。

1つ目は姿勢。その子にとって、学校生活を送っていく上で、適切な姿勢をとらせるということが、肢体不自由のお子さんの場合ものすごく大事であるということである。そこがおざなりになってしまい、不適切な姿勢をとらせてしまった状態で食事を摂らせるとかいうのは絶対にだめだということ。2つ目は摂食。食事の介助でどういうことに気をつけて摂食指導をするのかということ。3つ目が排泄。この3点が肢体不自由教育で押さえておかないと

いけないことで、事前の研修なり知識というのは必要である。

(会長) 西宮養護学校に校長としておられた時に、いろいろと要望を出されたと聞いているのだが、お気づきになった点で今後このように変えたほうがいい、またここは強調してやらないといけないという点があったらお話しいただけないか。

(委員) 肢体不自由でも、限りなく医療行為に近い子供たちが50%以上ということで、集中的に肢体不自由の特別支援学校に重度の子供たちが多いというのが、ここ最近の傾向だと思う。校長としてPTAの代表の方や行政の方をお願いしてきたことは、教師ではなくて理学療法士とか作業療法士とか、摂食指導のできる言語聴覚士等の配置を希望してきている。そういう方々が日常的に先生方と一緒に教育活動に加わることによって、先生たちの専門性も高まり、よりアップしていくのではないかと私は思っている。

ただ、今までの歴史を振り返ると、やはり校内において専門性を高める研修というものを、力を入れてやってきているのが西宮養護学校でもある。だから先ほど姿勢とか出てきたが、西宮養護学校の自立活動集中学習会では特に姿勢について、自立活動の時間に何を優先してやっていけばいいのかプログラム化してやっているし、子供の介助のしかた、ポジショニングのとり方とか、呼吸が浅い子にはどうすればいいのかなど細かく研修をしている。だから初めて西宮養護学校に来た先生も一緒にその輪の中に入れて研修する機会はある。そこには近畿圏のスーパーバイザーと言われる人たちが講師として入ってくださっていて、それは大事な研修の場となっている。

それから、すなご医療福祉センターの言語聴覚士の協力を得ての、給食指導というか摂食指導だが、提供されている食事の形態から摂食のしかた、スプーンとかフォークの扱いや、どのような姿勢でどのような食事の摂らせ方をしたらいいのかを、日常的に指導していただけるという研修をしている。

ただ一方で、離職者が出るというのが、西宮養護学校だけではないと思うが、割合として多いかなと思う。それが教育職だけじゃなくて、介助員さんたちもそうである。学校に実際行ってみると、重度な子が多くて、自分では対応できないという、いわゆる自己査定で、「もうできません」ということがある。その対応方法としては、やはりその近畿圏、兵庫県下の中に同じような特別支援学校が多くあるから、私は人事交流、常に専門性が培われている先生同士を学校同士の信頼関係になるが、交流人事を積極的にやっていただきたい。行政同士がいい関係、例えば西宮市と宝塚市がいい関係を築いていないと、交流人事は実現しない。でも、それをぜひやっていただきたい。それを市立の特別支援学校同士だけではなく、市立と県立の特別支援学校同士で、どの学校も専門性を高めていくということで大事なところだと思う。

(会長) 交流人事はとても大切なことで、たまたま例に出た宝塚は市立の支援学校が肢体不自由の学校だから、同じ問題があると思う。

それから、今委員がおっしゃった中で専門性がある人を入れるという中に1つ、作業療法士と理学療法士のこの2つは体を扱う専門職だが、特に作業療法士の方は目と手の協応動作

から細かい手の作業を含めて体の姿勢も含めてやるので、先ほどの委員が言われたことにびっくり合う。

それから嚥下の問題は言語聴覚士で、今老人がものすごく嚥下障害が多いものだから、本来は言語聴覚士はスピーチセラピストで言語の障害、失語症等の言語の問題についての専門職だったのだが、実際は仕事の6割ぐらいは嚥下障害対象になっている。耳鼻科の先生とドッキングして嚥下の専門家になっているので、言語聴覚士の方を1人入れると、嚥下関係の問題、食事指導の基礎のところをしっかりと勉強した専門職なので、ここに1人入れて他の職員を指導ですということが十分可能となる。保護者の立場からすると安心感が少し上がると思う。介助員の方も大変な仕事をしていただいている、専門性がないからうまくいかないということでやめていかれることもある。今の世の中の事情で、どこでも引き手あまたで、すぐ他に仕事があるので、来られないということもあったりして、大切なのだが人が集めにくいという事情がある。そこは人事の方々は頭を抱えているところだと思うので、一人でも専門性の高い方を入れることによって、そこを起点にして他を教えていくという形で、他の先生方が技術を学んでいくということが可能になってくる。委員の意見を踏まえて、次年度に向けて、保護者の方々が不安な気持ちを持たないで済むように、特に命にかかわる部分があるので、食事指導などに関しては、そこは対応していただくようお願いしたい。他にあるか。

(委員) 特別支援教育コーディネーターが育ったと思ったら転勤されるということが、以前の審議会でも出ていた。先ほどの話とつながるのかなと思った。西宮養護学校にしたら、先生がいろいろ入れ替わる。でも、そこで学んだことを市内の他の小学校に広められる、知識を持った人がいっぱい増えていくという点では、ありがたいことでもある。替わられて慣れるのにまた8年間ということで、うまくいかないこともある。西宮養護学校には信頼できる療育の作業療法士や言語聴覚士のような専門の方が常にいて、その中で看護師のことでも以前言われた通り、常に把握している人がいて、みんなで分かち合うというのが、学校の先生の中でも必要なのかなと思う。コーディネーターが2年ぐらいして、また替わって次の学校ではコーディネーターではない可能性も高いとのことで、今から先生たちが育っていくのであれば、いろいろな方が携わるという点では、学校にとっていい傾向なのかなと思うし、共有しやすくなるのかなと思う。浅く広くになる分、ちゃんと専門家が各学校にいるだとか、フォローがないと、先生が一人で背負う形になると離職につながると思うので、教師ができる範囲と専門家に頼ってもいい範囲ときっちりしていることが、離職にならないような防止策になるかなと思う。

(会長) 西宮養護学校の先生方の専門性の維持や、食事指導などの問題も含めて、委員会からご意見をいただけないか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。昨年度に西宮養護学校の支援体制についての審議で、専門職が必要であるというご意見をいただいて、報告に記載している。今のような視点でも専門職が必要だということにつきましては、報告として出していこうと考える。また、

人事交流については、県教委のほうも必要な施策であるとしているので、取り組んでいける
ところから取り組んでいきたい。

(会長) 今の話の背景には、一度事故が起こると生命にかかわる問題であるということがあ
る。保護者にも相当なストレスになる。優先順位は高いと思う。他に何かないか。

(委員) 特別支援教育コーディネーターのことだが、最近学校を回ると2人体制のところも
出てきて、いろいろな気になる子供たちのことを話し合う場の中でコーディネーターが中心
になってその会を進めていく学校が増えている。コーディネートできるコーディネーターが
増えていると感じている。だから、今年で3年目というスキルアップ研修がある程度成果が
出てきていると感触はある。ただ前回の審議会で、会長が指摘したように、研修の方法につ
いては工夫をしてほしい。コーディネーターをできる人が増えていって、その先生がいなく
なるとできなくなるのではなく、必ず2人・3人いるよという状況をつくり出していくため
には、研修を効果的にかえていく必要があると思う。コーディネーターは場数を踏むことで
力をつけているので、積極的に効果的な研修計画を立てていってほしい。

(委員) 特別支援教育の組織、校内委員会というものの運営を充実させていくことが重要だ
と思う。特別支援教育コーディネーターについては、前回も専任にすべきだと話した。それ
は難しいにしても、先ほどから話題になっている知識・技術の引き継ぎのことを考えていく
と、校内委員会がうまく機能し、一定の特別支援に関する知識を学校として蓄積していくか
ということが重要だと思う。今ここでいろいろな研修などについて考えているが、どこに当
てはめていいかわからないが、校内委員会の運営について、何を目指すべきか等、特別支援
教育コーディネーターにだけ伝えるのではなく、いろいろなところに、まずは校長にしっかり
伝えていく必要があると思う。そのあたりの視点についても充実させていく研修を検討し
てほしいと思う。

(会長) 西宮の校内委員会がどういう形かわからないが、絶対に必要なのは少なくとも個別
の指導計画の作成と実施である。通級による指導を受ける子供にも必要となった。今までは
特別支援学校だけだったのが、どんどん広がって、今は対象の子供たちが、支援学級も、通
級もになっている。大きな問題は、校内委員会は何をするのかということである。A君の個
別の指導計画を作り、そしてそれがうまくいっているかを校内委員会が検討するとよい。そ
して、1か月たったら、真っ赤になるぐらい修正が入っていて、1学期終わったら別のもの
が出来上がっているくらい使い込んだものが、本当の個別の指導計画なのである。ところが、
私知っている支援学校は、年度だけが替わって3年間使いまわしという、きれいなA4の
紙のまま上がってくるということがある。これはあり得ない話で、やったら必ず修正が入る
はずである。個別の指導計画を作成して、実施したらここは変えないといけない、ここはも
っとレベル下げないといけないと、どんどん中身を替えていく、そして、1学期が終わった
ら真っ赤に修正されていく。それが2年経っても3年経っても、年度だけが替わっていて同
じ内容が使いまわしということがあると、校内委員会というのはほとんど意味がなくなる。

だから、校内委員会の役割というのは、そういうところにもあるので、ルーティーンに流されないように、一人ひとりの子供の特性をしっかりと把握して、そして伸ばしていける状況になっていくのが必要だろうと思う。だから、校内委員会のあり方は大切である。

(副会長) 今までの流れと切れてしまうのだが、事務局から説明のあった小学校・中学校の連携があるが、幼稚園との連携、幼教研のことは書かなくていいのか。また、西宮市の特別支援教育協議会、西特研も大きな組織なので、連携させていくとよい。

(委員) 今回事前に説明いただいて、資料3の形で改めて整理していただくと、これだけ研修講座が開かれていることがわかった。それぞれ番号が打たれて、資料2のほうでその研修がどれに当たるのかまとめてあるが、西宮市の今後の特別支援教育の研修を系統立てていく上で意味あることだろうと思う。私もいろいろな自治体に関わったが、このような形で整理させているところはまだないので、これはすごく系統立てるといふ点では武器になるのかなと思う。

そこで、少し整理していかなければならない段階で言うのは先走りすぎかもしれないが、教職員の専門性向上という点でいうと、研修の受ける側がどういう意識で研修を受けているかがすごく大事だと思う。この3連休、新潟でLD学会の大会があり、シンポジウム等で論議があったのだが、問題になったことが、全国各地でこれだけ教育委員会が中心になっているいろいろな研修会を開いている割に、教員の専門性の向上につながらないのはどうしてなのだろうということである。そこで問題になったのは、結局単なる官制研修をやっているから、ちょっと面白そうだから行ってみようという形で、受講者が受身的に研修を受けているだけでは、なかなか専門性は向上しないのではないかと。やはり、研修を受ける受講者側の先生の姿勢というか、スタンスというのか、そういうものが大事で、先ほど西宮養護学校のことで申し上げたように、例えば今まで肢体不自由のことを全く知らなかった先生が、肢体不自由の子供たちと接していく中で、姿勢・食事・排泄ということはいちばん基本で大事なことでよという意識があり、そこで実際学校へ行ってみて、OT・STのような専門家がおられて、こういうふうにするんだよというノウハウを教えてもらう。ここが一番ポイントで大事だからと意識があるかないかでずいぶん受け止め方というのが、研修でちがってくる。

これは全くの先走りだが、研修を実施する側が研修をこのような形でと系統立て整理していったら、それが出来上がった段階で次のステップとして、研修を受ける側が、受講記録簿のようなものを持っていて、例えば自分に必要なこういう領域の研修は受けた、でもまだこの領域の研修は受けていない、今後必要だというように、受講者側が自発的に受講していくようなシステムというものを将来的に考えてみることも大切だと思う。

(会長) 今の話とつながっていると思うが、ある教授が、研修をしている時、先生方がどこで目の色を変えてやる気になるかということであるが、例えば、Aさんに対して、こういう指導して、このように変わりましたというのを見せ、先生が「あっ、こういうレベルで、こういうふうにとこの子に入るんだな」とわかった時に先生は変わるという。そのあたりのことを研修されている教授もいる。このような教授を講師に招いたらどうかと思う。では、

次の「交流及び共同学習」の推進の審議に入る。事務局からの説明を願う。

(事務局)「交流及び共同学習の推進」について、ご説明します。審議は今回で最後となりますので、よろしくお願いいたします。前回の審議会では「交流及び共同学習」を充実させていくために、現在の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用についてご説明させていただきました。ご審議いただいた中では、

①「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」がきちんとつながった計画にする必要があること。

②「個別の教育支援計画」に記載された合理的配慮の内容を、「個別の指導計画」の中で各教科の内容に合わせて指導計画をたてること。

③交流及び共同学習を行う教科では、合理的配慮の項目を踏まえた中で、交流学級での目標をたて、どのように過ごすのか、ということ「個別の指導計画」に記載をしていくこと。

④合理的配慮の内容、交流学級での目標・指導方法等を特別支援学級担任だけでなく、通常学級の担任もしっかりと意識して指導にあたること。

① 居住地校交流について、どのように推進をしていくのか。市として考えていくこと。

といった5つのご指摘をいただきました。

そこで、学校体制で、交流及び共同学習を組織的に推進していく必要があると考え、そのために以下の5つの点を取り組んでいきたいと考えています。

1つ目、個別の教育支援計画に明確に位置付けること。

2つ目、指導における合理的配慮事項を共通理解すること。

3つ目、合理的配慮と交流の目標を踏まえて、交流する教科の指導計画を具体的に明記すること。

4つ目、先ほども個別の指導計画の話の中でPDCAサイクルの中でやっていく必要性を会長からも言っていただきましたが、PDCAにより交流及び共同学習を効果的なものにする。

5つ目、居住地校交流については、推進計画の中に位置づけ、計画的に行うこと。

具体的には、個別の教育支援計画については、前回ご説明いたしましたように、合理的配慮や交流及び共同学習について明記する箇所がございます。「個別の指導計画」にはその記載がない状態でしたが、そこに意識して合理的配慮も加えて記載していこうと考えております。

先ほど言われた詳しい内容についても手立ての所に合理的配慮事項も書けるように指導していきたいと考えております。また居住地校交流については、資料の中には示していませんが、「西宮教育の推進の方向」にも記載して市としての考えを載せ、その方針のもと各校で地域の実態に応じて行われるように、その方法や計画等については、各校の推進計画に必ず記載するように指導を続けていきたいと考えております。

以上「交流及び共同学習」につきまして、これまでご指摘いただきました内容について、市としての今後の方向性についてお示しました。ご意見よろしくお願いいたします。

(会長)事務局から説明があった。取り組むことが5つ挙げられている。ご意見、ご質問はないか。

(委員) どのように交流を位置づけていくかということだが、交流というものはもうすでに進んでいる。各学校の中では積極的に交流されており、各学校に訪問しにいった時に、特別支援学級の子と通常の学級の子と一緒に過ごしているし、全校の行事の時には、交流学級の子供たちが特別支援学級に迎えにいった一緒に移動し、いろんな行事の中で取組みがある。ということは、少なくとも子供たちは障害のあるなしにかかわらず、いわゆるインクルージョン、共に生きていく、共に関わりながら生きていく姿勢は、西宮で育っていると私は考えている。もっとこの報告書の中に盛り込むかは別にして、発信してほしい。こんないいところがあるよと。例えば、西宮養護学校の子が、香櫨園小学校に行った時に、運動会で非常に重度な子を組み立て体操の中にきっちりと組み込んでもらっていて、それが実現している。視覚障害のあった子だが、彼の障害特性を先生たちも子供たちも理解していたし、過度な手助けをしない、本人の力をフルに発揮させながらそばで見守る姿勢がすでに定着しているなと私は思った。これがまさに、西宮の小さな市民ですけれども、大人になった時に西宮市の中でこういう見方をする大人として育っていくのかなと見てとった。もっと知りたいな、紹介してほしいなと思う。交流が進んでいますよと。ただ、それが形式的にならないようにしなければいけない。

交流及び共同学習なのだが、かなり認知面で違う子供たちがいて、特性のある子供もいて、通常学級で授業を行うということに関して、非常に抵抗感がある。ところが、特総研では非常に細かい事例を出していて、こういう取り組みができますよというふうに、たくさん提案がある。だから、特別支援学級に在籍していて、認知面に課題がある子供も、こういう授業を展開すると40人学級の中で授業ができますよというものもたくさん提案されている。ぜひ、そちらのほうも先生たちに伝えてもらいたいと感じている。

(会長) 特別支援学級に在籍させるかどうかということについて、最初の1年生・2年生の段階で話をする時に保護者が、ここで勉強をしてレベルを上げれば、通常学級のみで学べるようになりますよねという話がよく出てくる。これは理想形である。ただ、特別支援学級に入っているところが、もしも、知的障害のレベルが強くとすると、通常学級のほうにその後に入っていくのは難しい。学力面で他の30何人と同じようにやっていくのは難しいだろうと。

実はこういうことが考えられる。交流学級は、まず本来は通常学級の子なんだけれども、国語と算数はこの子のレベルで丁寧に教えないといけないので、特別支援学級を使う。だから、特別支援学級でやる内容は同じ教科書で同じレベルを、丁寧に教えている。しかも、個別であるいは数人で丁寧に指導できている。通常学級の家庭教師のような役割を特別支援学級できているとするならば、将来通常学級に戻ってきたときに、同じところから教科書を勉強することが可能である。しかし、特別支援学級でやっている内容が全然違って、レベルを上げたとしても、教科書は別の所をしている。このあたりが、私はいろいろなところから相談を受けたときに悩むところである。アメリカにはリソースルーム、日本の通級にあたるようなところがあるが、通常学級の家庭教師である。通常学級の中にポンと入れてもついていけないけど、かみ砕いて同じ教科書で同じ内容を、丁寧に時間をかけてやっている。そこである程度力が付いてくると、何年か先に戻れる。これは家庭教師のようなものである。だ

けど、日本の実情の中ではこういう理想的な形で、特別支援学級と交流学級を使いながら両方でやっているというのは実は非常に少ない。だから、保護者の気持ちは痛いほどよくわかる。一部国語・算数は特別支援学級でやるけれども、それ以外は交流学級でやっていくというのが、見ていると6年生まで続いていって、途中で通常学級に戻り授業でも戻っていくことは少ない。西宮ではどうなのか。

(事務局) 知的な学級の子供では、教科書自体も下学年本であったり☆本であったりして、先ほど会長が言われた形で通常の学級に戻るということはあまり多くなく、その子の課題をきちんと共有しながら自立活動にも取り組みながら力をつけていくことになっている。交流の学級で学べることを一緒に学んだり、ある教科では共同学習をしたりしている。自閉症・情緒障害学級やその他の種別の学級であれば、教科書を一緒にして学ぶ内容も一緒にし、自立活動は特別支援学級でやるということが多い。その子の障害の状態によってどのように交流や共同学習を行い、どのような支援が必要かということも踏まえ就学相談をしている。年度途中で、通常の学級と特別支援学級で措置変えについては、必要に応じて行っている。行ったり来たりというのはその子にとってもよくないが、その子の課題に応じて、どのように学ぶことが大事かということについて話し合っている。

(会長) 特別支援学級を使って交流で通常の学級へ行っていた子供が、高学年で通常の学級だけになったというケースもあるということだが、数としてはどうか。

(事務局) ここ数年、学年がわりの時に転籍するというのは数が増加している。今資料を持ち合わせていないので、数ははっきりわからないが、年々増加している。

(会長) これまでは、特別支援学級に入ると、通常の学級に変わることはできないという意識が保護者にも強かったが、法律のほうも保護者の意見を最大限尊重することになってからは、変わりたいというのが増えていると思う。それによって、交流の考え方も変わってくると思う。今までは交流で一緒だけど、将来は通常の学級に在籍したいとなると、すべての教科が通常の学級になってしまう。

(事務局) 子供にとってどこで学ぶかも大事なことだが、その子の障害の状態に応じて、今は通常の学級だけど、特別支援学級が望ましいという場合は、例えば、本人・保護者の意向を尊重しながら、体験をして検討していく。また、逆に、特別支援学級にいるけれども通常学級へ変わるということであれば、交流の時間を少しずつ増やしていき、最終的には措置変えをするということもある。校内委員会でその子の障害の状態をきちんと話し合い、その子のことを全校体制で把握し、保護者と本人にも情報提供しつつ決定していくという方向である。

(副会長) 前に委員から話があったが、交流が以前から進んでいる地域が阪神間にはあると思うので、今まで取り組んできた意味づけ、価値づけをしてほしいと思う。そうすると、こ

こにある5点が見えてくる。また、従来何時間を子供たちはどこで過ごさないといけないか、教育の場が順守されていた平成18年以前は、縛り的なものがあったと思うが、そうではなくて柔軟な教育課程を編成しているのだから、子供たちがどういった場で学んでも、教育課程さえしっかりして、個別の指導計画さえしっかりしていたらいいことなので、そのあたりの整理もしながら提示してほしい。

ある学校で特別支援学級の担任が、一昨年度から開墾して小さな水田を作って、田んぼの作業をやっていると、こっちは5年生が社会科と理科の学習を兼ねてバケツで稲をつくっている。どこかでリンクできないかというのを、今年度、特別支援学級の担任が言っている。つまり、そういうことが本来の共同学習、地域の小中学校でいう共同学習だと思っている。教材の開発を学校サイドで進めていくべきと思っている。

(会長) 4つ目のポイントのPDCAにより、効果的なものにするというところで、一番大切なのはPDCAのCである。Plan Do Check ActionのCheckだと思う。実際にやったものが、うまくいっているかどうかをチェックする。指導主事が各学校に訪問するときは何を見るかという、個別の指導計画をチェックし、次のステップについて意見を述べられることが大切だと思う。また校内委員会の中でチェックができる体制をとっていく、意見を述べることは教員にとっては勇気のいることで、教育委員会のほうから主導的にチェックしていくようにしたらいいと思う。滋賀県が非常に上手にされている。上手にチェックができています。

研修の中にもICTの技術が入っているから、合理的配慮も幅広く考えていると思うが、現時点で保護者のほうからタブレットの使用とか、その他ICTを使わせてほしいというものはどういうものがあるか。例えばノイズキャンセリングのイヤホンのようなものも含めて、どんなものがあるのか。

(事務局) 1つは写真を撮ってノート替わりにするとか、資料を拡大するなどタブレットの使用をしている。その子に合わせてICTの使用、タブレットが各小中学校に配置されているので、その活用をしている。個人のタブレットの持ち込みは、1件相談があった。子供に応じて、ひとつひとつ検討し対応していこうと考えている。

(会長) 聴覚過敏の子供も多くいると思うが、聴覚過敏の子供にいわゆる合理的配慮というより、普段から音に対してのいろいろ配慮というものがあると思うが。

(事務局) イヤーマフをつけている子供もいる。難聴の子供のダイナマイクは市教委から配付して、活用している。

(会長) 視覚障害・聴覚障害の子供は、他の生徒にも理解を得やすいが、一見わからない発達障害の子供に特別な配慮をした時に、他の子供への説明が難しいということはよく聞くことだが、そのあたり、委員会として行っていることはあるか。

(事務局) 合理的配慮については、最終的に入試での配慮や、進路先での配慮などつながっていく重要なことだということを研修などで説明をしている。合理的配慮についての相談窓口は、当課が担当しており、具体的な合理的配慮が必要な時には、子供の状態に合った内容にしていくことや、本当に必要なことなのかということについても、状態をしっかりと把握して取り組んでいかないといけないと考えている。

(会長) それでは、審議としては最後になる。3つ目の「医療・福祉との連携」の審議に入る。事務局からの説明を願う。

(事務局) 「医療・福祉との連携」について説明させていただきます。前回の審議会の中でも、ご意見を多数いただきました。いただいたご意見のほうを抜粋させていただいております。発達に課題のある子供たちについて、早く気づく機会があればということ、実質的な連携を行っていく必要があり、そのために、医療と福祉と教育とが連携せざるを得ない仕組みというものを課題としてとり組むべきである。それから、課題として、医療の現場からも子供や保護者のニーズに対応できていないと感ずることがあるというご意見、なかなか連携の時間的なこともあるので、他の事業との結びつきを考えていく必要があるのではないかとご意見をいただきました。

今回、「西宮市障害福祉推進計画」を配付しております。この計画は、今年の3月に策定されたものです。「障害者基本法第11条」に基づく市町村の障害者計画としての位置づけとなっており、今後5か年に渡る西宮市の障害福祉についての方向を示しております。その中で、今回教育と福祉と医療の連携に絞った部分を提示したいと思います。お手元の資料5に重点的な取り組み、各分野の取り組みが記載されております。この中で特に重点的な取り組みという部分と、分野別の取り組みの中に、医療との連携について示されていますので、ご説明します。

まず、重点的な取り組みの4番にライフステージに応じた療育・発達支援の充実というところがございます。この取り組みの方向性の中に、課題を早期発見すること、成長段階に応じた継続的な支援体制をつくること、関係者間の情報共有の推進を行っていくこと、医療的ニーズに対応することが示されております。また、分野別の取り組みのは8つの分野が示されていますが、その中に、療育・発達支援、教育の充実という項目があります。ここに、療育・発達支援の充実、障害児支援の充実、障害・発達に応じた教育の充実の3つの観点があり、この中に主な施策事業として13の項目が挙げられております。その中でも、早期発見・早期療育支援体制の充実に関することであったり、継続的な支援体制のこと、医療的ケアに関すること、保護者や関係機関との連携を強化すること等が明記されております。今後、市としましてはこの推進計画を基に福祉と医療との連携を進めていきます。今回この計画を具体的にしていく上でのご意見・ご示唆をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長) ご意見をいただきたい。

(委員) 医療と教育との連携ということになったときに、私たち医療機関としては、医療でできない部分に関しては当然受ける。そうでない部分については、子供たちが生活する場所ですっかりサポートしていただきたい。ところが現実を見てみると、特に発達障害等の場合に多いのだが、日常の学校生活の問題について、医療機関に保護者が相談に来られる。学校の先生にご理解いただくためにと保護者に求められて、学校の先生に相談する時間をとってもらえないだろうかと言われる。まず思うのは、最初申し上げたみたいに、医療に関する部分に関しては責任を負わないといけないと思うのだが、日々の生活についての具体的な関わり方等については、その現場におられる先生方の中のほうがいろいろな経験をお持ちのはずだし、そういうものを活かした取り組みを保護者の方と共有していただくことができるのではないかなと思う。残念ながら、私だけではなくて、精神科医という方と話している中でも、そのようなことが起こっている。いろいろな相談について時間を割かないといけないということがあって、連携をとるということはもちろん必要だと思うのだが、連携をとる以前に、学校現場での子供たちの特性の理解とそれに対する関わり方について、しっかりと理解を深めておいていただきたいのが、正直なところである。

医療が関わらなければならないことについては時間を割きたいと思うが、前回話題として挙げさせてもらったと思うが、医療機関の中でもなかなか時間が取れない中で、どの時間帯に教員に協力する時間の枠をとるかというのは、現場として難しい。そういった中で、ある意味理解があり、やらなければいけないと思う医師は、時間を割いている。一方でそのような意識があっても、医療の全体の中で時間が取れないと考えている医者もいる。そんな中で、時間をどうとるかということについて、学校なり、教育委員会なり、組織同士がまず話をしていく必要があるのかなと考える。現実には各学校・各先生方と医者との個別のやりとりなので、もっと互いに必要なところの時間をどうとるか、どう協力できるか、もう少し大局に立った形で進めていただくことができると、動きやすいのかなと思う。

(会長) 委員の話ですごく大切だと思うのは、学校の先生方がお医者さんは何でも知っている、オールマイティだと思って、「先生、どうしたらいいですか」と尋ねることがあるのだが、まず、自閉症スペクトラムのあるお子さんでも、ADHD・注意欠陥多動性障害のあるお子さんでも、その問題が大きく出てくるのは集団の中である。1対1での診療所の中ではなくて、学校現場の中で特性が強く出てくるとなると、担任の先生の観察が最初である。担任の先生が障害理解・子供理解で、まずはこういう特性が見られますということをしっかり把握して、その情報をお医者さんに持って行って、そこから次のステップで、目の前の先生に聞くのは、この部分をはっきりさせていかないといけない。一番困るのは、来られて「次どうしたらいいでしょうか」ということである。子供たちが抱えている課題の中には、教育問題が含まれているので、学校現場で解決していかなければならないことのほうが多い。発達障害に効くお薬というものはないから、ADHDでも、覚醒機能を上げることによって注意集中を増すということはあっても、治す薬ではない。学校の先生方のほうがしっかりと保護者と話し合いをしながら、どう主治医の先生と関係を保っていくのか考えていかねばならないと委員の話聞きながら思った。

(委員) 先ほどの委員、会長の話を聞いて、過去にも話はある。例えば、よく知っているお医者さんから、「忙しい中時間をとって学校の先生と話をしていたら、『この子算数がなかなかわからない。どうしたらいいですか』と尋ねられた。『それは医者の仕事と違う』と言うしかなかった」という話もあった。

ひとつ、委員がご指摘いただいたことはすごく大事だと思ったのだが、実はこの特別支援教育が始まる前、よく医療関係、お医者さん、パラメディカルの方、福祉の方等から、学校の敷居の高さということが言われた。学校はブラックボックスで、いったい何をやっているのかが外部の他職種の者からは全然見えないと、十数年前・二十年前には、よく話があった。その後、特別支援教育が始まり、学校が大きく変わったというか、外部連携の必要性とか、学校が外部に対してオープンに開かれているとか、すごく変わったと思う。そしたら、今度は医療との連携で一番どこが敷居になっているかということ、今度は学校の教員側、あるいは保育所・幼稚園の先生側から見て、お医者さんとどう連絡とっていいかわからない。そこには、ものすごくお医者さんは忙しくて、気楽に電話して、いつ連絡とってくださいなんて、なかなか申し上げられないという遠慮もある。そのつなぎを誰がするのかということもはっきりしない。だから、基本的に委員がおっしゃったように、保護者を通じて、個別の形でパイプをつくったり対応したりしないといけないし、そこで保護者の方と学校側とが意思疎通がうまくいってない場合、そのパイプが塞がれているというのが、現状。だから、委員が指摘されたように、もう少し組織的に、医療関係の組織と教育関係の組織というのが、何らかの形で連携の場というものを、試み的にでもいいから作っていくことがこれから必要なのではないかと思う。

これまで医療的ケアの必要な子供についての医療と教育の連携については、教育行政のほうもそれは意識して取り組んできた。その一方、会長がおっしゃったような、発達障害の子供については、連携の必要性はいつも言われるが、だけど結局こういう審議会とか連携協議会とかに医療関係のお医者さんの代表に出させていただいてご意見拝聴して終わりみたいなことに、これまで全国的に見てなっていたのではないか。だからこれからぜひ、委員からの提案のように西宮市でもご検討いただけるとありがたい。

(委員) 連携について、医療機関には守秘義務があるので、本来は保護者同行でということになるが、時間が合わないので、ご家族の了解のもとに話をすることもするのだが、時間のとり方の問題だが、学校の先生方は授業があって夕方まで時間が空かない。一方、医者は夕方から、診療していると終わりは7時から9時になる。その後にお話ししないといけない。昼に往診している診療所の医者も結構いる。時間をどう調整するかという時に、実際に連絡をとるのも難しい。特別支援教育コーディネーターの話になるのだが、専任になっていただき、特定の子供の状況を担任に代わってしっかり把握して、自由に動ける時間の中で医者と連絡をとって相談していただくとか、医者からの説明や指示、あるいは判断を、専門職であるはずですから、特別支援教育コーディネーターがかみ砕いて、担任につなぐということができると、ずいぶんと時間のロスも減っていいのかなと個人的には思う。要は特別支援教育コーディネーターが専任にならないのが、なんとかならないのか。

(会長) 委員から出た特別支援教育コーディネーターについて、事務局から何かないか。

(事務局) 特別支援教育コーディネーターの重要性については、各学校でもご理解が進み、2名体制という学校も増えている。専任化、加配については、県に要望を上げているところだが、なかなか難しい。力量を高めていくことにも力を入れたい。

(副会長) 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」という、5月24日付の文科からの通知について、連絡会議を定期的に設けるとということが提示されていた。そこでまた新たなこんな会議をしたら大変になるので、既存の何か協議会を活用してはどうかと書いていたのだが、本市においては自立支援協議会が包括的で大きいと思うが、そういうところを活用するという事は、方向としてあるのか。または、校長会や教職員の研修会において、福祉部局・支援事業所が説明する機会を持ったらどうかと書かれていたが、市長部局と教育委員会の担当課のほうで検討がなされているのか。私は校長会でどんどん福祉的な仕組みの説明をしていただくと助かると思うのだが。以上2点についてどうか。

(事務局) まず1つ目の質問について、「西宮市障害福祉推進計画」にも医療的ケア児を支援するための協議の場を設けると記述している。保健・医療・障害福祉・保育・療育等の連携を図るために、協議の場を設けることについて、地域自立支援協議会を活用し、平成30年度までに必要な場を設けることを目標としますとしている。地域自立支援協議会というのは、障害のある人の地域生活を支えることについての協議の場となっており、事業者とか障害当事者の家族であるとか、様々な立場の方に参加していただいて協議を進めている。そこに子ども部会というものがあり、医療に関わることについて協議をする場としている。子ども部会でも協議をしており、今後どうやって協議の場を作っていくか、どういった形で協議の場を展開していくか検討しているところである。

(委員) 医療的ケアと福祉というのは、西宮養護学校にとって、外せない問題であると同時に、保護者の中でとてもデリケートな問題で、医療的ケアを受けているお子さんのレベルも違えば、医療的ケアをしていない子供の保護者も一緒にPTA活動を行っている。学校の医療的ケアはなんとかしないといけないけれども、それをみんなどうしていいかわからない。踏み込むには、すごい量の知識や勉強や何かをもってでないと話せないのではないかな。だけど、みんななんとかしたいということは何十年も考えてきて、今の西宮養護学校はあると思う。

私が一番考えるのは、学校や保護者から要望書が出ないような、西宮の特別支援教育や特別支援学校や学級をつくるということ。教育委員会の各部署が「このようなことはできない」という方向に向かってしまうと、できるというところからどんどん離れていく。今一緒にいる現場で「こういう西宮の特支を創ろう」というものに向かっていくと、それは難しいことではないのではないかなと思う。

高等部1年の西宮養護に通う子供以外に、大学に通う男女の双子がいて、幼稚園から大学まで西宮市にいる。PTA会長になって、いろいろなところに研修会・総会等の会議に出て、

いろいろな先生の話の聞いたり、いろいろなお母さんたちと話をして、西宮に対する考えとか感じたことがあるのだが、今から話すことは、私1人で考えたことではなく、歴代の先輩であったり、会長さんであったり、お母さんであったり、校長先生であったり、他の通常の学校の特支のお母さんの意見だったりとか、すべての方々の意見が入っていると思って聞いていただきたい。

西宮養護学校は来年に尼崎養護学校に仮移転して、新しい校舎を作っていくことになる。まず、来年の引っ越しとか通学体制とかに対して、通学に欠かせないスクールバスや福祉タクシーの問題とかもある。普通のお子さんは学校からが学校生活の始まりだが、西宮養護学校の子供というのは、その日の朝、または、その前の夜からも学校に行くことについてスタートしている。痙攣が起きたときだけが体が痛いのではなくて、24時間体に痛みを持った子もいれば、ちょっと道のルートが変わるだけで緊張が走ったり、発達障害のある子であれば、いったいどこに連れて行かれるのと思っている子もいたりする。なぜ西宮養護は通学について話が出るのだろうと思われるかもしれないが、子供たちの学校生活はそういうところから始まっているということを、親の思いと同じぐらいのレベルでくみとっていただきたいと思う。

今、新校舎の説明会もあり、PTA役員のほうが図面を見たり、こういうふうにしたらいという会議とかを重ねたりしている。そこでは学校は今よりも広がるので、PHSを持つことができないと看護師さんはいろいろな所に走りまわることになって、看護室が立派なものできても使うことができないという問題が浮き上がった。

7月に近畿肢体不自由児特別支援学校のPTA連合会の夏季研修会があり、近畿の中で全国発表に選ばれた書写養護学校のプレ発表の内容が医療的ケアだった。これを聞いたら西宮の医療的ケアも何か変わるかもしれないと思い、すごく喜んで聞きに行った。生徒数が76名いる中で医療的ケアを必要とする生徒が38名、医療的ケア実施可能な教員が54名もいる。それは第3号研修とか、書写養護学校のいろいろなシステムや研修や試験というのを3回クリアした先生がもらえる。それだけでなく、平成10年から平成27年の18年間、指導医となった医師がいて、マニュアルを統一してシステムが熟成されて、今年度書写病院の看護師10人が学校付で登録され、校内に7人常駐されていることがわかった。その話を聞いているだけだと、第3号研修をもっている教員が増えれば、看護師さんが少なくてもうまく回っていくのではないかと考えていたのだが、西宮養護は生徒数が教員数を上回っている。第3号研修があるのは、4・5・6・7月の決まった期間に通わないと資格がとれない。生徒数が少ない学校ほど先生の人数に余裕があって、その先生は4か月の研修に行って3号研修をとれるのだが、3号研修をとった先生は、自分の担当した生徒にしか医療行為はできないということがある。生徒数が上回っている西宮養護の先生が第3号研修を受けるのは難しい。でも看護師さんは今も休む暇もなく動いている。

新しい学校がせつかくできるのに、いろんな話を聞きにいても、学校のハードの部分はいいのに、その中身が全く追いついていなくない。この現状がすごくもどかしい。阪神のPTA連合理事会では、川西市の養護学校、伊丹の特別支援学校、宝塚の養護学校、尼崎の養護学校、そして西宮養護で、1学期に1回、年3回理事会で集まっていて、その中でいろいろと話し合う。やはり皆さん口に出ることは、「皆さんの学校で医療的ケアはどういう状態で

すが、どのようにされていますか」ということである。6月に地震があったということで、その時の防災についても、ふだんはできている先生でも、地震があるとふだんできることができなくなって動けなくなる先生がいたり、防災自体を考えていなかった学校があったり、他の学校を見ても医療的ケアの体制が自分の学校のレベルとして、全国の医療的ケアと比べていいのかわかるといってもわからない。

この前の県の冬季研修会の時にも、医療的ケアの話で、今現在の日本のほうでは、養護学校に行く看護師さんは今まで勤めていた所は、気管支のカニューレについては、看護師が触ってはいけないと、でも養護学校に今度勤務するときには、したことがないのにカニューレが外れたら自分はしなければいけないとなっていた。学校側は、教師は教育だけに特化をするべきだという先生と、もう一方の先生方は第3号研修をとって、自分たちのできるところとともに関わらなければならないという先生に分かれる。教育委員会の問題点は、看護師の人員不足の確保や、これだけはしてあげたいけど、予算があってできない。養護教諭のほうも、きちっとした校医や指導医がないために、責任が委ねられるとふだんはできることでも、ちょっと何かがあって、「じゃあこのことをしましょう」となった時に、「ちょっと待ってください」とストップがかかって、今までできていた行事ができなくなってしまう。いろんな部署が、いろんな問題を抱えている。やはり、これを変えるということは、養護教諭や看護師さんが安心するためには、何が必要なのか、学校の教師が安心するにはどういうシステムが必要なのか、教育委員会はどうすればいいのか。

一番言いたいことは、保護者の気持ちが置き去りにされているのではないかと感じられることである。お母さんというのは、難病とか障害を持った子供を持った時点で、夜ぐっすり寝ることができなくなっている。それで、いつも寝ていても、子供の呼吸や発作や薬ということを考え、体の一部分が起きていて、毎日の生活を送っている。それで、母親の相談に乗ります、カウンセラーがいます、学校に何時から何時までいます、来てくださいと言われていても、自分のどこが疲れているか、どこがしんどいかという痛みの部分を壊して、毎日の生活を回していくのが精いっぱい状態で、そういうふうになっていると、お母さんは、そういう所にはいけない。なぜかという、自分が何に困っているか、何に悩んでいるかということも、子供のことについては言えるけれども、自分のこととなるとがんじがらめになっていて、何もわかっていないことが多い。

私はPTA会長で、いろいろなお母さんからどこにも属さないような問題で、泣きながら電話が夜にかかってくることもある。そんな話は表面的には、先生と保護者側のクラスのトラブルなのだが、その奥には、丁寧に聞いていくと、障害者のお母さんの世界というのがものすごく狭くて、一度トラブルが起こると逃げ場がない。通常校に転校するとかまずできないので、細やかなお母さんケアをしていくことがすごく大事である。それを確立していくには、子供の個人懇談で、終わったからカウンセラーにどうぞと言われても、まずお母さんはそこで何を話していいのかわからないのだけれども、聞いていけば聞いていくほど、例えば生活支援課のことであったり、障害福祉課のことであったり、医療的ケアのことであったり、授業のことであったりというものに必ずつながっていくと思う。その意見の吸い上げができれば、今リアルタイムで保護者が何に悩んでいるか、ということが各部署につながることで、いい結果になるのではないかと考えている。

(会長) 大変な問題がたくさんある。たぶん毎日24時間の中で、いつてんかん発作が起こるかもわからない、他の発作もある、呼吸の問題、食事指導の問題。母親が抱えている問題の中で、見通しをしっかりと与えられないで、今日のことで精いっぱい、明日どうしたらいいかわからないという、真っ暗闇の中で、光が見えていない状況の中で、保護者の気持ちが、実際に新しい西宮養護学校に移転するというににしても、そこを置き去りにしたようにして進んでいるのではないかとということが1つ。

もう1つ、子供に関わる学校側の問題として、様々な専門職がある中で、看護師さんの問題もある。先ほど出た3号研修のこともあるが、いわゆる医療行為は専門家に任せて他はやらない、今までは保護者がいたらしてもいいとか、誰々さんがとか、少しずつ法律の解釈で伸ばしてきたという、ある面ではいい加減さが国にあるのだが、だんだんと厳しくなってきた中で、西宮養護学校が今後保護者の不安な気持ちを取り除いて、しっかり学校側がうちの子供のこの問題についてどのように、どの先生が対応してくれているのか、見えてきたらもっと安心するだろうと。将来も含めて、考えていく必要がある。

大きく2つのことについて、お話をいただいたと思うので、これはここでどうこう討議ではなく、保護者の方が深刻に子供の教育、毎日の教育のことで悩んでいておられて、不安な気持ちを持っているということの理解を教育委員会がしていただき、もう少し、保護者に近づいて、うまくコミュニケーションがとれて、お互い理解ができるような関係をつくっていただきたいと思う。今日ここではこれ以上のことはできないのだが、今の委員の話の伺って、そのようなことを感じた。今のような話を踏まえ、保護者の方が安心できる学校運営へ次のステップとして持って行っていただきたい。だから、そのあたりのコミュニケーションを至急保護者の方ととっていただきたいと要望したい。以上でよろしいか。本当はもっと言いたいことはあつただろうが、思いは伝わったと思う。
では、報告と今後の予定などについて説明を願う。

(事務局) 審議会の報告について、「報告案」を配付しております。次回、検討していただく予定です。これまで説明していた中間報告ではなく、報告としてまとめたいと考えております。次回ご意見いただきます。次回は2月を予定しています。どうぞよろしく申し上げます。

(会長) 本日の審議は終了する。